

令和 6 年 6 月 17 日現在

機関番号：32618

研究種目：研究活動スタート支援

研究期間：2022～2023

課題番号：22K20026

研究課題名（和文）奈良時代の仮名書き文献を中心とした「資料性」の研究

研究課題名（英文）Research on materiality with a focus on kana-written documents from the Nara period

研究代表者

軽部 利恵（KARUBE, Rie）

実践女子大学・文学部・助教

研究者番号：50968237

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 1,700,000円

研究成果の概要（和文）：本研究では、仮名の含まれる奈良時代のテキストをめぐって、記述される意味内容およびそのテキストが受信・享受されるシチュエーションを検討したうえで、テキストに現れる文字・表記の様相との関連性を考察した。（1）唐招提寺文書「家屋資財請返解案」をめぐっては、記載される内容と表記スタイルとの関連性を明らかにした。（2）上代特殊仮名遣いの「違例」をめぐっては、表記上における「違例」の現れ方と、各文献の享受のされ方との関連を考察した。紙の文書および、出土資料としての木簡、石に歌が刻まれた仏足石歌、編纂されたものとしての万葉集をめぐって、文字・表記から「資料性」を記述した。

研究成果の学術的意義や社会的意義

本研究から、文字・表記・文章の表記スタイルと、テキストの意味内容・テキストが活用され享受されるシチュエーションとの関連性がうかがわれた。このことは、ことばが文字によって書かれる際に、書かれるシチュエーション、その用途、記述される意味内容に応じて、文字・表記の現れ方が異なってくることを意味するものである。漢字のみで読み書きされた奈良時代以前においても、書かれる場や書かれる内容に応じて、表記スタイルが選択されたのではないかということが示唆される。

研究成果の概要（英文）：In this study, I analyzed the semantic content of Nara-period texts containing kana and the situations in which the texts were received and read, and examined the relationship between the textual content and the style of writing and notations that appear in the texts.

研究分野：日本語学

キーワード：万葉仮名 表記 唐招提寺文書 木簡 万葉集 仏足石歌 奈良時代 漢字

1. 研究開始当初の背景

研究代表者は、これまで、上代特殊仮名遣いという奈良時代に特有の現象における、「違例」表記に着目して研究してきた。従来はおおむね語が発音された際の「違例」的な音が、表記に反映されたと認識されてきたが、研究史とともに用例を整理すると、「違例」表記には、実際の音が厳密な形で反映したものだとは言いがたいものがあることが明らかとなった。では、どのような場合に「違例」表記が現れるのか。「違例」表記の現れには、語が読み書きされる場・シチュエーションが関わるのではないか。本研究ではこのような問いに基づき、読み書きされる場・シチュエーションと表記との関連を考察することを試みた。

2. 研究の目的

本研究の目的は、紙や木といった文字の書かれるメディアの違い、読み書きされる場・シチュエーションの違いが、書記された言語そのものに関わっているかどうかを明らかにすることである。少なくとも、現存する紙の文書と出土資料である木簡では、保存/廃棄される前提、保管/運搬される目的の違いがあり、文字数の多/少にも関与する。また、書き手・読み手の身分・教養の差、書記内容の公的/私的の差があり、これらは有機的な関係を結んでいるものと思われる。本研究では、書記にまつわる諸要素に着目しつつ、テキストそのものを分析することで、語を文字によって読み書きすることの実態を記述し、資料的性格(資料性)との関連を記述する。

3. 研究の方法

本研究では、いわゆる「万葉仮名」を含むテキストに着目し、表記と記述内容およびメディアの特質がどのように関連しているのかという観点から分析する。「万葉仮名」は、漢字のみで読み書きされる奈良時代以前における、文字の用法であり、漢字の意味ではなく音によって日本語の語形を表記するものである。「万葉仮名」の現れるテキストは、漢文の型からはみ出た文章・文体であることの一つの指標と捉えることが可能であるため、これが現れる文章を分析対象とした。特に、宣命に用いられた表記スタイルであることから「宣命書き」と呼ばれる、自立語が大字表記され、助詞・助動詞が仮名で小書きされる資料に着目する。「宣命書き」資料の一つに、唐招提寺に現存する「家屋資財請返解案」と呼ばれる文書がある。この文書については、歴史学的見地からの研究が主であり、国語学における研究の中では文書の存在が言及されるにとどまっていた。ただし、小書きの「万葉仮名」を含み、かつ小書きの「ム甲」を含むという他にあまり例を見ない表記スタイルが採られている。このことから、文書テキスト内部での表記スタイルの分析が可能となると考えた。具体的な研究方法としては、以下の通りである。

(1)

唐招提寺文書「家屋資財請返解案」については、文章中に頻出する「ム甲」という語句について、その意味・用法を漢籍の文章から調査し、記述する。そのうえで、「ム甲」および仮名書きされる語句とその文脈に着目し、文書テキストの文体的特徴を検討する。テキストの意味内容や文体的特徴にもとづき、当該文書の作成された経緯、文書が実際に使われたシチュエーション、文書テキストの受信のされ方とそれらの関連性を考察する。

(2)

上代特殊仮名遣いの「違例」表記の現れ方と、読み書きされる場・シチュエーションとの関連をめぐって、「歌」が仮名によって書かれた資料(万葉集・木簡・仏足石歌)に着目する。万葉集・木簡・仏足石歌のそれぞれについて、「違例」表記の現れ方・様相を記述する。そのうえで、それぞれの資料的性格の違いを検討する。資料的性格と、「違例」表記の現れ方との関連性を見出し、読み書きされる場・シチュエーションが、文字・表記にどのように関与し、影響するのかを考察する。

4. 研究成果

本研究では、「研究方法」にもとづき、(1)唐招提寺文書「家屋資財請返解案」についての研究、(2)上代特殊仮名遣いの「違例」をめぐる「資料性」についての研究を遂行し、それぞれ以下のことを明らかにした。

(1)

唐招提寺文書「家屋資財請返解案」は、上述の通り、「宣命書き」を含む紙の文書の一つである。本研究では、当該文書が有する表記スタイルと、記述される内容との関連性がうかがわれることを明らかにした。具体的には、当該文書のテキストは、その内容面から、(一)家屋資財が奪われたこととその詳細について記載されたもの、(二)「ム甲」が自らの置かれた境遇について述べ立てるもの、(三)左京職による対応が記載されたものという三つに分けられるが、それらは表記の面から、(一)仮名書きが現れないテキスト、(二)仮名・「ム甲」ともに双方現れるテキスト、(三)「ム甲」が現れないテキスト、として捉えることができる。つまり、解文という漢文の文書の書き方を拠り所としながらも、書かれる内容ごとに、仮名の小書きや「ム甲」を用いた表現方法の違いが認められるものと分析される。

小書きされる「ム甲」という語句については、中国および日本の漢籍の用例をもとに、一人称用法の「わたくし」に相当するものとして意味づけられた。これにより、これまで文例の一つとされてきた当該文書の位置づけについて、文例というよりは、実際に効力を持って機能した文書の一つとして見直される可能性があることが明らかとなった。

これらを踏まえると、当該文書が作成・受信された具体的な場・シチュエーションは、「宣命書き」を含む表記スタイルと何らかの関連性があるのではないかと考えることができる。

(1)の詳細な研究成果については、学術雑誌『訓点語と訓点資料』(訓点語学会)に、現在論文投稿中(査読中)である。また、当該文書が作成・受信された場・シチュエーションと文書テキストとの関連性という内容については、2024年8月開催の古代文学会夏期セミナー「総合テーマ：テキストに立ち上がる声」にて、「唐招提寺文書「家屋資財請返解案」における声の機能」という題目で発表を予定している。

(2)

上代特殊仮名遣いの「違例」表記をめぐっては、「歌」が仮名で書かれ、かつ書かれるメディアがそれぞれ異なる、万葉集、木簡、仏足石歌を対象に研究を遂行した。各資料について、上代特殊仮名遣いの「違例」表記に着目し、分析した結果、それぞれのテキストにおける資料的性格と「違例」表記の現れ方との関連性が明らかとなった。

まず、各資料における「違例」表記の現れ方を整理すると、万葉集では、「違例」の数量が相対的に少なく、誤写等の考え難い一次資料上の木簡や仏足石歌に、「違例」が目立って散見するという様相が記述された。次に、それぞれの資料的性格を考察すると、万葉集は、書き写されて、地理的に広範囲に、不特定多数の目に触れる形で伝来したのに対し、木簡や仏足石歌は、素材となった木や石が移動できる範囲内でのみ、書かれている内容の伝達がなされるという性質のものであった。特に木簡は、移動させることが容易である一方で、木簡自体が行き来でき、物を直に見ることができるという範囲でしか、ことばの伝達がなされないというものである。この点を踏まえると、現存する仏足石歌および木簡は、書かれた当時にあっては、ごく限られたコミュニティの内部で機能を果たすテキストと位置づけられる。これは、木簡や仏足石歌という物自体を直接享受することのできるコミュニティに対して、伝達されればよい文字・表記が採られたということの意味するものである。

以上を踏まえて、テキストの享受のされ方・読まれ方が「違例」の現れ方に関与していることを記述した。つまり、万葉集は、書き写されて読み継がれる余地があるが、木簡であれば発信者と受信者が自明であり、かつ使い捨てられる素材に書かれたものであるし、仏足石歌は御仏の足をかたどった石に歌が刻まれていること自体に意味があるとすると、どちらも、木や石という媒体に沿った読解のあり方であり、書き手と読み手の間ですでに共有する文脈に従った読解のあり方であるといえる。狭い、限定的なコミュニティ内でのそうした読解のあり方が、上代特殊仮名遣いを区別しないという読み書きの様相を成立させるものと捉えられた。このように、テキストの享受のされ方が、「違例」の現れ方に関わっていることを記述した。

(2)の研究成果については、軽部利恵「上代特殊仮名遣いの「違例」と資料的性格の関連 万葉集・木簡・仏足石歌に着目して」(『実践国文学』104号、2023年)として論文を発表している。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計1件（うち査読付論文 1件/うち国際共著 0件/うちオープンアクセス 1件）

1. 著者名 軽部利恵	4. 巻 104
2. 論文標題 上代特殊仮名遣いの「違例」と資料的性格の関連 萬葉集・木簡・仏足石歌に着目して	5. 発行年 2023年
3. 雑誌名 実践国文学	6. 最初と最後の頁 1-12
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） 10.34388/0002000046	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

〔学会発表〕 計1件（うち招待講演 1件/うち国際学会 0件）

1. 発表者名 軽部利恵
2. 発表標題 唐招提寺文書「家屋資財請返解案」における 声 の機能
3. 学会等名 古代文学会夏期セミナー（招待講演）
4. 発表年 2024年

〔図書〕 計0件

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

氏名 （ローマ字氏名） （研究者番号）	所属研究機関・部局・職 （機関番号）	備考
---------------------------	-----------------------	----

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------